

公益財団法人子ども未来支援財団 子どもサポート基金（2026 年度）応募要項

1 趣旨

公益財団法人子ども未来支援財団（旧：公益財団法人東日本大震災復興支援財団、以下「当財団」）は、東日本大震災で被災した地域の子どもたちが、できるだけ早く日常生活を取り戻し、心身の健康を回復・維持し、主体性を発揮して希望を持ってたくましく成長できるよう支援することを目的として、「子どもサポート基金（以下「本基金」）」を設立しました。これまで本基金を通じて、東日本大震災で被災した地域の子どもたちを支援する団体への助成を行ってきました。2026 年度も本基金では、次の三つの区分により助成を実施いたします。

（１）区分①：東北復興子ども支援事業

東日本大震災で被災した地域の子どもたちを取り巻く、重要度の高い中長期的課題の解決を目的として継続的に実施する支援事業。

（２）区分②：子ども食堂支援事業

子育てに困難を抱える家庭を支援し、子どもの栄養状態の改善、食育活動、孤食防止などの課題解決や、子どもの居場所づくりを行う支援事業。

（３）区分③：資金調達力強化・職員育成事業

上記の支援事業を継続的に実施するために必要な資金調達体制・能力の強化、または支援活動を担う職員や事務・管理業務に従事する職員の育成を目的とする事業。

なお、2026 年度の募集は、過去に本基金による支援実績のない団体を募集対象といたします。これまで支援の機会がなかった団体を対象とすることで、被災地域における多様な担い手の活動支援及び促進、人材育成を後押しすることを目的とするためです。

2 助成対象事業

助成対象となる事業は、以下の表のとおりです。

※区分①～③を併願することは可能です。

※区分②を申請する場合、区分③を併願することが条件となります。

(ただし、選考は区分ごとに実施いたします。)

助成区分	対象事業
区分①：東北復興子ども支援事業	東日本大震災で被災した地域子どもたちを取り巻く、重要度の高い中長期的課題の解決を目的として継続的に実施する支援事業。
区分②：子ども食堂支援事業	子育てに困難を抱える家庭を支援し、子どもの栄養状態の改善、食育活動、孤食防止などの課題解決や、子どもの居場所づくりを行う支援事業。
区分③：資金調達力強化・職員育成事業	上記の支援事業を継続的に実施するために必要な資金調達体制・能力の強化、または支援活動を担う職員や事務・管理業務に従事する職員の育成を目的とする事業。

申請区分	併願可否		
	区分①	区分②	区分③
区分①	-	可	可
区分②	可	-	必須
区分③	可	可	-

3 助成内容

【区分①：東北復興子ども支援事業】

(1) 助成対象期間 2年

(2) 助成上限額

- ・ 1年あたりの上限額は1,000万円
- ・ 複数の団体が協働し活動を行う場合の1年あたりの上限額は2,000万円
(複数団体での協働による申請の諸条件については、P15 申請要件を参照)

(3) 助成率

1年あたり80%以内 (1年ごとに20%以上の自己負担が必要です)

(4) 活動分野

以下の活動分野が助成対象です。(申請の際、実施する事業がどちらなのか選択してください)

①課題解決(震災で被災した地域の子どもたちに関する課題の解決を目指す活動)

課題解決を目的とする支援活動の例

- ・ 震災伝承のための活動
- ・ 日常生活を取り戻すための活動
 - 被災地域の子どもたちの生活環境を改善するための活動
- ・ 心身の健康を回復・維持・増進するための活動
 - 被災地域の子どもたちの心のケア
 - 被災地域の子どもたちの居場所・遊び場等をつくる活動
- ・ その他
 - 子どもを持つ家庭に対する子育て環境改善のための活動

②人材育成(将来、復興や東北の発展を担う人材の育成を目的とする活動)

人材育成を目的とする支援活動の例

- ・ 主体性を発揮してたくましく成長するための支援活動
 - 被災地域の子どもたちに対する将来の復興リーダーの育成を目指す教育活動
 - 被災地域の子どもたちが地域課題を解決する人材として成長するための支援活動

<①課題解決、②人材育成ともに対象とならない支援活動の例>

- ・ 助成金で支援物資等を購入して、そのまま個人に寄付・譲渡・配布等をする活動
- ・ 助成金で、そのまま個人・団体に金銭・有価証券・金券等を配布する活動
- ・ 他団体が主体となって行う活動へのボランティア参加がメインの活動

(5) 団体の活動期間

- ・1年のうち6ヶ月以上行われる活動で、かつ子どもの参加頻度が月に1回以上あること。（2年目以降も同様です）

(6) 助成対象経費

助成対象期間の活動費用で、以下の表が対象経費の例となります。

※いずれの費目も申請支援活動に直接的に関わる費用であることが前提となります。

※他の区分も合わせて申請する場合、同一の精算が重複しないようご注意ください。

※活動報告時に領収書等の証憑が必要となります。

費目	内容
人件費	職員、スタッフ、アルバイトの賃金、手当 ※申請事業における勤務実績、比率等の書面提出必要
家賃	申請団体にて支払っている家賃 ※事業全体のうち、申請事業における比率で助成
水道・光熱費	申請団体にて支払っている水道代、電気代、燃料代 ※事業全体のうち、申請事業における比率で助成
使用料及び会場賃借料	会議室の使用料、イベント会場代、機器のレンタル代等
広告宣伝費	テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、SNS などへの広告掲載料等
印刷製本費	チラシ、資料などの印刷費等
通信運搬費	電話料金、宅配便料金、郵送料等
旅費・交通費	職員、外部講師などの旅費・交通費等 ※公共交通機関利用の場合は、最も経済的かつ合理的な交通機関を利用することとする ※車両を利用した場合は運行日報に基づき、移動距離で精算
宿泊費	イベントや研修・ワークショップ等に伴う職員・子ども達の宿泊にかかる経費 ※一人一泊あたり 12,000 円まで
消耗品費	消耗品、材料（食料を除く）等
謝金	外部講師などへの謝金等
委託費	ホームページ制作委託等

施設等整備費	支援活動実施に必要な施設等の整備費
備品	支援活動実施に必要な備品の購入経費 ※固定資産として減価償却対象とならない 20 万円未満のもの
その他	上記以外で事業に特に必要とされる経費

(7) 助成対象外経費

- ・ 団体運営のための維持管理費
- ・ 飲食料費（子ども食堂事業や、食育プログラム等にかかる材料費は助成対象）
- ・ 不動産及び高額な動産（車両など）
- ・ 固定資産となる 20 万円以上の設備・物品など
- ・ 雑費等使途が不明なもの

(8) 選考の際に重視するポイント

① 課題の明確性

- ・ 震災や社会問題によってどのような課題が生じた、または深刻化したかを明確に把握しているか。
- ・ 支援地のニーズに基づいた活動で、子どもたちや住民の利益に繋がる活動か。

② 支援活動の継続性

- ・ 活動を継続させるために、活動資金獲得に向けて継続的な工夫・努力等を行っているか。
- ・ クレジット寄付、ネット募金、クラウドファンディング等を行っているか。
- ・ 活動を安定して継続的に実施できる組織基盤があるか。
- ・ 被災地外からの活動の場合、被災地・被災者へのノウハウ移転を意識しているか。
- ・ 事業報告は毎年滞りなく行われているか。

③ 支援活動の実現可能性

- ・ 計画が具体的で、計画を実現するための手法が明確で適切であるか。
- ・ 課題解決、目標達成に向けて必要な関係機関と連携がとれているか。
- ・ 組織基盤、団体の活動規模に見合った計画となっているか
- ・ 課題を取り巻く環境（行政の動向、地域の現状）、変化する環境に合わせた中長期の計画が策定できているか。

④ 支援活動の内容

- ・ 子どもたちのどのような力を引き出し高めるかが明確で、それに応じた活動内容となっているか。
- ・ 子どもが自らの力を発揮してたくましく成長していくことを後押しする活動か。
- ・ 子どもたちの中長期的な成長に繋がる支援活動であるか。
- ・ 環境、機会、物資等の不足を補うための活動の場合、子どもたち及び地域のコミュニティの力を引き出すための活動になっているか。
- ・ 被災したコミュニティの再生または新たなコミュニティの形成に繋がる活動であるか。

⑤ 目標（課題）・フェーズ（段階）・手法（活動）の適合性

- ・支援地の課題を明確にとらえ、目標の達成や課題の解決に有効な活動内容となっているか。
- ・活動の方針・ゴールを具体的にイメージしているか。
- ・活動のゴールまでの段階に応じて、目標の設定や活動の見直しを行えているか。（状況が変化しているにも関わらず、同じことの繰り返しになっていないか）

⑥ 被災地主体

- ・被災地域が中心となった活動または被災地に根ざした活動であるか。
- ・被災地外からの支援活動の場合、現地団体と強い連携をもって活動しているか。
- ・支援地の再生・発展への力を引き出し高める活動であるか。

⑦ 活動費用の合理性

- ・活動費用が合理的であるか。（複数年助成となるため、予算の計画性、合理性を重視）
- ・費用対効果の高い活動か。
- ・一人あたりの支援金額が高額な場合、受益者から一部自己負担を求める等をしているか。

⑧ 将来への計画性

- ・助成期間終了後の活動計画が、同規模以上で持続的であるか。
- ・費用対効果の高い活動か。

⑨ 活動の発展性

- ・活動状況を広く社会に公開し、支援にかかる別の支援を呼び込むことができるか。
- ・他地域へ波及が見込める活動か。
- ・地域や行政へ課題解決の訴求を行えているか、政策提言を実施できるか。

【重要】区分①複数団体連携（上限 2,000 万円）を申請する場合の要件**（１）組織構成**

- ・立場の異なる組織（行政、企業、NPO、財団、有志団体など）が、組織の壁を越えてお互いの強みを出し合い社会的課題の解決を目指すために構成された団体であること。
- ・３団体以上から構成され、固有の団体名称を有していること。
 - ※法人格の有無や組織体(コンソーシアム、実行委員会、協議会等)の種類は問いません
 - ※委託や下請け等の主従関係での連携、後援の依頼等の緩い協力は対象外です。
- ・構成団体のうち、１団体は下記の要件を満たしていること。
 - 現地に根差した活動を行っている。
 - 東日本大震災の復興支援に概ね２年以上従事している。
 - 法人格を有している、またはそれに準ずる社会的信用を有している。

（２）組織体制

- ・各団体の役割、意思決定プロセスが明確であること。
- ・各団体の専門性が発揮され、これまでになかった相乗効果が見込まれること。

（３）資金管理

- ・構成された団体の専用口座を有し、適切な会計処理を行えること。

（４）ビジョンと戦略

- ・課題の解決や地域の変革のゴールを描き、目標へ到達するための明確な戦略を有していること。
- ・多角的な視点から広く打ち手を検討し、最も効果的と思われる計画を論拠と共に説明できること。

（５）啓蒙・広報手段

- ・協働して行う事業を広く周知し、多くの協力者の獲得や啓蒙等が見込まれる広報手段を有していること。またはその予定であること。

【区分②：子ども食堂支援事業】

- ・区分②を申請する場合、継続的な活動を支える組織基盤強化を期待し、区分③を併願することが条件となります。（ただし、選考は区分ごとに実施いたします。）
- ・その際、区分③の申請期間は2年となります。
- ・申請助成額の算出根拠を、子ども食堂事業の会食、配食（宅食）、フードパントリー、それぞれ実施1回あたり最大5万円とし、年度ごとの計画に合致した適切な額で申請することを条件とします。

<参考>

子ども食堂開催回数	年間助成申請額の目安
週1回	245万円
週2回	490万円
週3回	700万円（申請上限額）

※GW・年末年始休日等を考慮し、年間49週で算出

- （1）助成対象期間 2年
- （2）助成上限額 1年あたりの上限額は700万円
- （3）助成率 100%以内（自己負担がない申請も可能）
- （4）対象事業

子育てにおいて困難を抱える家庭を支援し、子どもの栄養状態の改善、食育活動、孤食防止などの課題解決や、子どもの居場所作りを行っている、いわゆる「子ども食堂」を運営する団体の事業で、以下の項目を全て満たすものが対象となります。

- ①主な利用者は18歳未満の地域の子どもであること。
- ②会食の開催1回あたり10名以上の子どもの参加または、配食（宅食）にあたり10名以上の利用が見込めること。
- ③週1回以上の子ども食堂（会食、配食、宅食、フードパントリーのいずれか）の開催を必須とし、2年以上の継続的な活動を見込むこと。加えて、会食の場合は1回あたり2時間以上開催すること。
- ④食品衛生上の責任者をおき、実施にあたっては安全に食事を調理し、提供を行うこと。食品衛生法に基づく営業許可を受けていない場合は「子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について（通知）」（平成30年6月28日付厚生労働省子ども家庭局長ほか連名通知）における別添8「子ども食堂における衛生管理のポイント」等を参考とし、食中毒予防等の衛生管理には万全を期すること。
- ⑤本事業で提供する食事は、栄養バランスのよいものとする。
- ⑥子どもの様子を見守り、必要に応じて各種支援機関と連携をとること。
- ⑦原則、18歳未満の子どもの利用料を徴収しないこと。食事または弁当の提供等の実費については徴収することができるが、低廉な料金に限ること。
- ⑧実施場所は10名以上の参加者が、食事を取りながら交流をすることができるスペースを確保すること。ただし、配食（宅食）の実施場所については、この限りではない。

(5) 団体の活動期間

- ・中長期的な支援活動で、2年以上の活動計画があること。

(6) 助成対象経費

助成対象期間の活動費用で、以下の表が対象経費の例となります。

※いずれの費目も申請支援活動に直接的に関わる費用であることが前提となります。

※他の区分も合わせて申請する場合、同一の精算が重複しないようご注意ください。

※活動報告時に領収書等の証憑が必要となります。

費 目	内 容
飲食料費	子ども食堂事業（会食、配食・宅食、フードパントリー）における飲食料費
人件費	職員、スタッフ、アルバイトの賃金、手当 ※申請事業における勤務実績、比率等の書面提出必要
家賃	申請団体にて支払っている家賃 ※事業全体のうち、申請事業における比率で助成
水道・光熱費	申請団体にて支払っている水道代、電気代、燃料代 ※事業全体のうち、申請事業における比率で助成
使用料及び会場賃借料	会議室の使用料、イベント会場代、機器のレンタル代等
広告宣伝費	テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、SNS などへの広告掲載料等
印刷製本費	チラシ、資料などの印刷費等
通信運搬費	電話料金、宅配便料金、郵送料等
旅費・交通費	職員、外部講師などの旅費・交通費等 ※公共交通機関利用の場合は、最も経済的かつ合理的な交通機関を利用することとする ※車両を利用した場合は運行日報に基づき、移動距離で精算
宿泊費	イベントや研修・ワークショップ等に伴う職員・子ども達の宿泊にかかる経費 ※一人一泊あたり 12,000 円（交通費等含む）まで
消耗品費	消耗品、材料（食料を除く）等
謝金	外部講師などへの謝金等

委託費	ホームページ制作委託等
施設等整備費	支援活動実施に必要な施設等の整備費
備品	支援活動実施に必要な備品の購入経費 ※固定資産として減価償却対象とならない 20 万円未満のもの
その他	上記以外で事業に特に必要とされる経費

(7) 助成対象外経費

- ・団体運営のための維持管理費
- ・不動産及び高額な動産（車両など）
- ・固定資産となる 20 万円以上の設備・物品など
- ・雑費等使途が不明なもの

(8) 選考の際に重視するポイント

①開催頻度

- ・週 1 回以上の子ども食堂（※）開催を必須とし、1 回あたり 10 名以上の子どもの参加があるか。
（※子ども食堂は会食・配食・宅食・フードパントリーを含む）
- ・開催数や参加人数が多く、子どもたちへの機会提供を積極的にしていく事業を優先的に支援する。

②課題の明確性

- ・震災や社会問題によってどのような課題が生じた、または深刻化したかを把握しているか。
- ・支援地のニーズに基づいた活動で、子どもたちや住民の利益に繋がる活動か。

③支援活動の継続性

- ・活動を継続させるために、活動資金獲得に向けて継続的な工夫・努力等を行っているか。
- ・クレジット寄付、ネット募金、クラウドファンディング等を行っているか。
- ・活動を安定して継続的に実施できる組織基盤があるか。
- ・被災地外からの活動の場合、被災地・被災者へのノウハウ移転を意識しているか。
- ・事業報告は毎年滞りなく行われているか。

④支援活動の実現可能性

- ・計画が具体的で、計画を実現するための手法が明確で適切であるか。
- ・課題解決、目標達成に向けて必要な関係機関と連携がとれているか。
- ・組織基盤、団体の活動規模に見合った計画となっているか。
- ・課題を取り巻く環境（行政の動向、地域の現状）、変化する環境に合わせた中長期の計画が策定できているか。

⑤ 目標（課題）・フェーズ（段階）・手法（活動）の適合性

- ・支援地の課題を明確にとらえ、目標の達成や課題の解決に有効な活動内容となっているか。
- ・活動の方針・ゴールを具体的にイメージしているか。
- ・活動のゴールまでの段階に応じて、目標の設定や活動の見直しを行えているか。
（状況が変化しているにも関わらず、同じことの繰り返しになっていないか）

⑥ 将来への計画性

- ・助成期間終了後の活動計画が、同規模以上で持続的であるか。
- ・費用対効果の高い活動か。

⑦ 活動の発展性

- ・活動状況を広く社会に公開し、支援にかかる別の支援を呼び込むことができるか
- ・他地域へ波及が見込める活動か
- ・地域や行政へ課題解決の訴求を行えているか、政策提言を実施できるか

【区分③：資金調達力強化・職員育成事業】

- (1) 助成対象期間 2年
- (2) 助成上限額 1年あたりの上限額は300万円
- (3) 助成率 100%以内（自己負担がない申請も可能）
- (4) 対象事業

被災地域の子どものための活動を実施する団体が行う資金調達力の強化や、支援活動を担当する職員、または事務・管理業務に従事する職員において、業務の遂行に不可欠な能力や、活動の質を引き上げる能力の向上を目的とした事業で、以下の項目を全て満たすものが対象となります。

① 達成目標

資金調達力の強化

- ・助成終了時に助成総額と同額以上の資金調達を達成すること。

職員育成

- ・目標とした水準まで職員の能力向上が見込まれること。

② 活動期間

- ・資金調達力強化・職員育成事業で2年以上の計画があり、計画を遂行すること。
- ・子ども支援事業が、資金調達力強化・職員育成事業より1年以上長く継続する計画であること。

③ 支援終了後の活動・資金調達

- ・助成期間終了後も被災地域の子ども支援のために継続して活動する見込みであること。
- ・資金調達力や職員の能力の向上により、被災地域での活動を維持、継続、発展させる意思があること。

【対象となる資金調達力強化・職員育成事業例】

- ・継続的な寄付を募る
 - 寄付つき商品の開発にかかる費用
- ・職員・スタッフの育成
 - 資金調達力及び子ども支援活動や組織運営に必要な職員の能力の向上が見込まれる研修への参加費や外部講師を招聘する費用等
 - ファンドレイジングなどの研修
- ・資金調達のための広報強化
 - 寄付金集めのためのチラシ、動画制作費、HPの改修等

(5) 助成対象経費

助成対象期間の活動費用で、以下の表が対象経費の例となります。

※いずれの費目も申請支援活動に直接的に関わる費用であることが前提となります。

※他の区分も合わせて申請する場合、同一の精算が重複しないようご注意ください。

※活動報告時に領収書等の証憑が必要となります。

費 目	内 容
委託費	寄付者集約システムの構築委託 資金調達力強化のための団体ホームページ制作・改修費 等
研修費	資金調達力の強化・職員育成に伴う研修への参加費 等
人件費	資金調達担当者の給与・手当 等 (原則、資金調達専任者の人件費のみ) ※但し、当該助成活動における勤務実績・比率等の書面提出必要
印刷製本費	寄付金集めのチラシ印刷費 等
広告宣伝費	寄付金集めのための新聞、雑誌などへの広告掲載料 等
通信運搬費	寄付金集めのチラシの発送費 等
旅費・交通費	資金調達力強化及び職員育成研修参加のための交通費、宿泊費 資金調達力強化及び職員育成研修開催にかかる外部講師交通費 等 ※公共交通機関利用の場合は、最も経済的かつ合理的な交通機関を利用することとする ※車両を利用した場合は運行日報に基づき、移動距離で精算
謝金	資金調達力強化及び職員育成の研修開催における講師への謝金 等
その他	上記以外で、資金調達力強化や職員育成に特に必要とされる経費

(6) 助成対象外経費

- ・ 団体運営のための維持管理費
- ・ 団体での就労がごく短期的なスタッフの育成にかかる研修費など（インターン、ボランティア）
- ・ 採算がとれないチャリティイベント・寄付パーティーなどの開催に関わる費用

(7) 選考の際に重視するポイント

① 課題の明確性

- ・ 資金調達力の強化、職員の育成に取り組む課題、目的、背景が明確か。

② 団体フェーズ（段階）の適合性

- ・実施規模・内容が、団体規模に対して適切であるか。

③ 手法の具体性・妥当性

- ・資金調達力強化・職員育成計画が目標達成に向けて具体的な内容であるか。
- ・資金調達力強化・職員育成を行うスケジュール・組織体制・施策が十分検討されているか。

④ 発展・波及性

- ・助成事業終了後も維持、継続、発展させられる内容であるか。
- ・本助成終了後に自立可能な資金調達計画を、助成期間内に立案可能か。
- ・他地域・他団体へ発信、波及が見込めるか、モデルとなりうるか。
- ・職員の育成により組織基盤が強化され活動の維持・継続・発展が見込まれるか。

⑤ 資金調達力強化・職員育成費用の合理性

- ・助成金額と同等以上の資金を調達できる可能性、費用対効果が高いか。
- ・研修から得られる職員の成長と投資する資金は釣り合っているか。費用対効果が高いか。
- ・目的と効果のバランスが取れているか。

⑥ 支援事業の内容・継続性

- ・子どもたちの中長期的な成長に繋がる支援活動であるか。
- ・子ども支援事業または子ども食堂事業も継続して行える計画・体制となっているか。

4 助成対象団体

東日本大震災で被災した地域の子どもたちを取り巻く中長期的な課題の解決、解消に取り組む団体（自治体、法人、コンソーシアム、ボランティアグループ、仮設住宅の自治会等）のうち、重要性の高い課題の解決に向け、達成目標を明確にした実行可能な中長期計画に基づき継続的な活動を遂行できる団体で、次の申請要件を満たす場合に申請の対象となります。

- (1) 過去に本基金で助成履歴がない団体（区分問わず）
- (2) 非営利活動
 - ・ 非営利活動であること。（営利とは、団体の職員・構成員に収益の分配をすることです。収益の分配がない限り、受益者から実費等を徴収することは問題ありません）
- (3) 活動実績
 - ・ 東日本大震災で被災した地域の子どもを支援する活動をしていること。（東日本大震災で被災した地域の子どもの支援であれば、被災地における活動だけでなく、全国の避難先の活動でも問題ありません）
- (4) 組織基盤
 - ・ 適切に活動が継続できる人員体制・資金力を有しており、資金管理、経理会計処理ができる組織であること。
 - ・ 活動の実施にあたり、安全上及び公衆衛生上の適切な措置が講じられていること。
 - ・ 活動・行事等の実施において公的な免許・資格・許可等が必要な場合、それを得ていること。
- (5) 報告連絡体制
 - ・ 文書作成ソフト、表計算ソフト等を利用して報告書の作成が可能であること。
 - ・ 電子メールを使用して、日常の連絡、添付書類等の受信・送信等が出来ること。
※携帯メールアドレスでの申請はできません。
 - ・ 計画・目標変更があった場合に速やかに当財団担当者と連絡をとれる体制があること。また、日常的に当財団担当者とコミュニケーションがとれる体制があること。
 - ・ 課題解決や目標達成に向け、当財団担当者と積極的にコミュニケーションを図ること。
 - ・ イベント開催等活動のスケジュールは事前に当財団担当者に報告をすること。
※事前報告がない場合は助成対象活動とはみなしません。
- (6) 認定式、研修への参加
 - ・ 助成期間中に当財団が採択団体向けに主催する認定式等の式典、研修には特別な事情がない限り参加するものとする。
- (7) 助成条件への同意
 - ・ 本応募要項及び別途助成時に指定する助成条件に同意すること。
 - ・ 助成金は年2回（前期／後期）に分け、前後期それぞれの報告内容確認後に支払うこととする。
- (8) 面談
 - ・ 当財団の指定日時、方法（対面もしくはオンライン）での対応が可能であること。
- (9) KPI の設定
 - ・ 活動内容に関しての KPI を、助成対象期間前に目指すべき姿を見据えて設定すること。
 - ・ 資金調達に関しての KPI を、助成対象期間前に現状と比較する形で設定すること。

5 助成金の申請手続き

(1) 受付期間 2025 年 10 月 21 日 (火) ～2025 年 11 月 30 日 (日) 18 : 00 まで

※下記に記載の通り、**申請書類は全てデータでの提出となります。**

※郵送、宅配便、持ち込みでの申請は受け付けておりません。

(2) 申請書のダウンロード・記入

次の URL から申請書をダウンロードしご記入の上、Word データにてご用意ください。

〔申請書ダウンロード URL〕 [https://minnade-](https://minnade-ganbaro.jp/katsudou/project/kodomo_support/2025.html)

[ganbaro.jp/katsudou/project/kodomo_support/2025.html](https://minnade-ganbaro.jp/katsudou/project/kodomo_support/2025.html)

(注意事項)

※必ず 2026 年度応募用の申請書を使用してください。

※区分①～区分③を重複して申請される場合は、それぞれの必要書類をご用意ください。

※区分①東北復興子ども支援事業の申請書は、単独団体 or 複数団体連携によって様式が異なりますのでご注意ください。

(3) 必要書類の提出

必要書類は (別紙) P20 に記載しております。指定された必要書類をご準備ください。

(4) 申請書の送付

<手順①> 【メールでの申請】 (2025 年 11 月 30 日 (日) 18 : 00 まで)

下記アドレスに、記入いただいた**申請書のみを Word データのまま**で送付ください。

送付先アドレス : kodomo_spg@minnade-ganbaro.jp

※申請書以外の書類は、この段階では添付不要です。

件名及び本文は、以下のテンプレートでお願いいたします。

件名 : ○○○○_【申請】子どもサポート基金 (2026 年度募集) (※○○○○は団体名)

本文 : 以下の通り申請いたします。

【団体名】

【団体所在地】

【申請区分】

【ご担当者名】

【ご連絡先】

<手順②> 【申請書以外の書類のアップロード】 (指定期日まで)

<手順①> の申請メール受領後、当財団より受付完了メールを 2025 年 12 月 3 日 (水) までに返信いたします。その際、申請書以外の書類をアップロードいただく、ファイル授受システムの URL をご案内いたしますので、指定する期日までアップロードをお願いいたします。

6 選考及び助成の決定

(1) 選考方法

当財団が設置する選定委員会において決定いたします。

(2) 選考の流れ（予定）

①一次選考（書類選考）全ての申請について書類選考を実施します。

一次選考通過団体にのみ、2026 年 1 月中旬に連絡します。不通過の場合、連絡はいたしません。

②二次選考（面談・ヒアリング）

一次選考を通過した団体に対して、対面もしくはオンラインにて面談を実施します。当財団の指定日時・場所で面談を受けることが申請要件となっておりますので、ご了承ください。

主に、一次選考で選定委員から確認があった事項についてヒアリングいたします。

必要に応じて、事業計画、予算の詳細の提出を求める場合があります。

※面談予定日：2026 年 1 月下旬～2 月上旬 ※日程は前後する場合があります。

7 選考結果の発表

発表予定日 2026 年 3 月 2 日（月）

・団体名、助成区分、助成額、事業概要、主な支援対象地について、当財団のホームページにて公開いたします。

・選考の状況により、発表日に変更となる場合があります。その際は当財団のホームページにてお知らせいたします。

・選考結果に関するお問い合わせは受付いたしません。不採択団体への選考結果理由も開示いたしますので、ご了承ください。

8 助成金の交付条件

(1) 助成契約

・契約年数、対象費目等を団体ごとに決定いたします。

(2) 支払い

・年度ごとの助成金を、その年の前期（5 月）、後期（11 月）の 2 回に分け、原則、等分し支払いたします。

(3) その他

・年度毎に達成目標・KPI を定め、その進捗状況や成果等を基に次年度の助成金額を見直す場合があります。

・事業の進捗状況、目標の達成度合い等により、助成金の減額、助成を中止する場合があります。

9 活動報告

助成を受ける団体は、以下のとおり活動報告及び、財団との協議を行うことといたします。

（１）事業の予定、進捗状況及び実績の報告

- ①月次報告：事業の進捗状況及び、翌月の活動予定の概要を翌月 10 日迄報告
- ②中間報告：1 年の中間時点での事業の進捗状況及び、目標の達成状況、収支報告、証憑等を提出
- ③終了報告：年度終了時、活動実績、収支報告、証憑等を提出
- ④最終報告：助成期間終了後、助成期間中の実績・成果等を提出

（２）次年度の事業計画、資金計画

助成初年度の 2 月中をめぐり、初年度事業の目標達成状況、次年度の事業計画、資金計画等を提出

（３）達成目標等の協議

助成期間中、事業の進捗状況、達成目標、KPI、成果等を当財団と共有・合意し、適宜、事業計画・助成条件等について協議します。（協議の状況により、助成条件が変更される場合があります。）

また、進捗情報の共有、成果の確認のために、当財団及び当財団が指定する関係者によるヒアリング、活動視察、会計検査などを実施する場合があります。

（４）その他、留意事項

- ・活動報告の書式は当財団が指定いたします。
- ・活動報告の内容の全てまたは一部を、当財団のホームページ、SNS 等で公表します。
- ・事業の進捗状況や達成度によって助成継続の可否、助成金額等を判断します。そのため、助成期間中に助成金額の減額や、助成を中止する場合があります。

10 その他

- ・申請団体は応募書類の提出をもって、本募集要項の記載内容を承諾したものとみなします。
- ・記載間違い、書類の不備等により不採択となる場合もございますのでご注意ください。

11 問い合わせ先

本基金についてのご質問は、下記質問フォームよりお問い合わせください。

→[2026 年度募集「子どもサポート基金」お問い合わせフォーム](#)

(別紙)

1 区分①東北復興子ども支援事業における宿泊を伴うプログラムの申請上の注意点

子どもの参加頻度が月に1回以上あることが申請の対象となります。

短期間の宿泊プログラム（例：「夏休み期間中1週間のみの宿泊プログラム」など）は助成対象にはなりません。ただし、リーダーシップ教育等の人材育成を目的とした活動、子どもの支援活動を通じた地域コミュニティの維持・再生等に関わる活動は例外的に認められる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。また、その他、上記に該当しない活動がありましたら、お問い合わせください。

支援対象となる子どもたちの宿泊を伴うプログラムの申請条件・注意事項は、以下のとおりです。

(1) 申請にあたって満たす必要がある条件

①適法な運営

プログラムの実施にあたり旅行業、旅客運送業等の免許、許可等が必要となる場合、該当する免許、許可等を得ていること。または免許、許可等を所持している適法な業者と連携の上、実施すること。

②安全管理

申請者が責任をもって安全管理・衛生管理等を行うこと。

③自己負担金（参加費）の徴収

参加者から自己負担金（参加費）を徴収すること。

※原則として、参加費無料の宿泊プログラムは助成対象になりません。

(2) 申請可能な額

①参加者にかかる費用

申請可能な金額は、参加者一人一泊あたり12,000円までです。

・参加者一人一泊あたり12,000円以上かかるプログラムであっても、子どもサポート基金への応募は可能です。但し、当財団へ申請可能な金額は一人一泊あたり12,000円までとなります。

②運営費用

人件費・安全管理にかかる費用など、申請事業の運営にかかる費用については、参加者にかかる費用とは別途、申請可能です。

(3) 選考の際に重視される点

・プログラム内容が、集団でのイベント・旅行にとどまることなく、明確な課題意識を設定しその解決を目指したものになっているか、または目標や達成したい事項が明確で、プログラム内容がそれに応じたものになっているか。

- ・子どもたちへの長期的な教育効果が期待できるプログラム内容であるか。
- ・受け入れ地域との連携が密にできているか。

(別紙)

2 必要書類

申請にあたって、必要となる提出書類は以下のとおりです。

●：必須提出 △：有る場合提出

	書類名	備考	区分①	区分②	区分③
1	申請書（様式 1・様式 2） （区分①：東北復興子ども支援事業）	P16 記載の通りメールにて提出ください。	●	-	-
2	申請書（様式 3） （区分②：子ども食堂支援事業）	〃	-	●	● ※併願必須
3	申請書（様式 4） （区分③：資金調達力強化・職員育成事業）	〃	-	-	●
4	団体に関する説明資料	会社案内、法人案内、団体設立の趣意書など。	●		
5	団体の定款または、それに相当するもの	定款がない場合は、定款に相当する団体規約・規程。	●		
6	意思決定機関の名簿	役員名簿など。	●		
7	直近の決算書、活動報告書またはそれに相当するもの	直近の決算書や活動報告書がない場合は、それに類するものをご提出ください。 （複数団体が協働し団体を新設する場合は不要）	△		

8	支援活動実績	東日本大震災に関するこれまでの支援活動の報告書、HPの記載、写真など。（主要な活動のみで可）	●
---	--------	--	---

3 (FAQ)よくある質問

	項目	質問	回答
1	助成継続	単年度ごとに助成継続の判断をされるということですが、助成の中止等もありえますか？	目標の達成度合いや事業の進捗状況などを判断し、助成金の減額、助成の中止をする場合があります。
2	助成対象	過去に区分①で助成履歴があります。別の区分で申請することは可能でしょうか。	区分を問わず、過去に助成履歴のある団体は申請できません。
3	助成対象	区分①（複数団体連携）の3団体の中に、過去に助成履歴のある団体が含まれる場合は、申請可能でしょうか？	申請不可となります。
4	助成対象	法人格のないボランティア団体ですが、申請はできますか？	法人格がなくても申請可能です。
5	助成対象	他の助成団体にも申請中です（他の助成団体から同一の活動に対して一部助成を受けています）が、申請は可能ですか？	他の助成元との費用の切り分けが明確であれば申請は可能です。
6	対象活動	支援対象となる「子ども」とは何歳くらいまでですか？	大学生までです。ただし、区分②子ども食堂事業は18歳未満を対象といたします。
7	対象期間	単年または、3年以上の申請は可能ですか？	申請は2年となります。ただし、選考結果により単年助成となる場合があります。

8	対象事業	過去、本基金の助成を受けています が申請可能ですか？	過去に助成履歴のある団体は、別の 活動であっても申請不可となります。 す。
9	対象事業 (区分①)	どのような支援活動が申請対象にな りますか？	申請団体が主体となって取り組む東 日本大震災で被災した地域の子ども たちへの支援活動で、重要度の高い 課題解決に向け、2年以上の中長期計 画がある活動です。 また選考の際に重視されるポイント については、本応募要項を参照くだ さい。
10	対象事業 (区分①)	子どもを持つ保護者への支援活動は 申請対象になりますか？	子どもたちの生活環境を改善するこ とに繋がる保護者への支援活動であ れば、対象となります。
11	対象事業 (区分①)	震災伝承活動とはどのような活動が 対象となりますか？	震災の経験を後世につなぐための活 動です。被災地域での語り部や、防 災意識の醸成活動などが例となりま す。
12	対象事業 (区分②)	区分②の対象は具体的にどのような 活動が含まれますか？	特定の会場で実施する子ども食堂活 動で会食、配食（宅食）、フードパ ントリーを含みます。
13	対象事業 (区分②)	子ども食堂の実施回数、参加人数の 条件があるのはなぜですか？	子どもの栄養面の課題解決として、 可能な限り支援を拡げるため、参加 人数を増やすことを主眼に置いてい るためです。
14	対象事業 (区分②)	実施1回あたり5万円の算出根拠を 教えてください。	当財団独自の調査結果から算出して います。物価高騰を考慮し、2026年 度募集から単価の見直しを実施して おります。
15	対象事業 (区分②)	区分②を申請する場合、区分③を併 願することが条件となっているのは なぜですか？	持続的な子ども食堂活動为目标と し、本基金の助成期間中に、助成先

			団体の資金調達力強化・職員育成を図るためです。
16	対象事業 (区分②)	区分②と区分③の併願が条件となっておりますが、採択の可否はセットで決まるのでしょうか？	必ずしもセットで可否が決まるものではありません。それぞれの申請を個別に審査し、決定いたします。
17	対象事業 (区分③)	資金調達力の強化とは具体的にどのような事業ですか？	被災した子ども達のための活動を実施する団体が、被災地での活動を維持、継続、発展するために必要な資金調達をするうえで課題としていることを解決する事業です。以下事業例、 ・寄付つき商品の開発 ・寄付金集めのチラシを作成する ・資金調達力強化の研修に参加 ・クレジット寄付、ネット募金、クラウドファンディング等 上記に限らず、団体の資金調達力強化に必要な事業を検討・申請してください。
18	対象事業 (区分③)	複数団体で連携して職員育成を実施する場合、申請可能ですか？	申請要件を満たしていれば可能です。
19	対象事業 (区分③)	職員育成の助成で資格取得の研修を受けることはできますか？	業務の効率化や活動の質の向上が見込まれる資格であれば対象となります。
20	助成金	事業にかかる費用全額を申請することは可能ですか。	区分①東北復興子ども支援事業については、申請事業活動費用の総額80%までが助成対象です。（20%以上の自己負担金が必要）区分②、区分③については、自己負担がない申請も可能です。

21	助成金	助成金の支払い時期はいつですか？	年度の助成金額を、前期は5月末、後期は11月末の2回に分けて支払うことを予定しております。（原則等分で支払います。）申請内容によっては、分割払い、後払い等の助成条件が付される場合があります。
22	書式	申請書の枠に記入内容が収まりません。枠やページは増やして良いですか？	適宜、文書作成ソフトや表計算ソフトを用い、枠を大きくしてご記入いただいて問題ありません。ただし、できるだけ簡潔にご記入ください。